

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	広瀬地区 (立川集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・専業農家が複数存在し、入り作者も多少いるが、ほぼ集落で完結している。
・立川生産組合でそばの作付を受託している。
・畑の担い手が減少しており、将来的には管理が大変になる可能性がある。
〈水路関係〉
・場所によって老朽化により水路が下がり(地盤沈下の影響)、草刈りなどの管理作業に労力がかかっている。
・水管理において隣接する集落とのトラブルが起きている(水路を板止めし、水を止めてしまっている)。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基本的には現在の耕作者で営農を継続していく。
・専業農家や規模拡大予定の農家を地域の担い手として位置づける。
・集落内の規模縮小農家が手放した農地についても、集落内の担い手に集約することで、地域内の農地については地域で守っていく。
・地域の伝統野菜であるアザミ葉立川ごぼう(立川ごんぼ)を守るため、立川ごんぼフェスティバル実行委員会を中心に作付面積を維持し、集落で生産・加工・販売を行い、伝統野菜の継承を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進めるため、集落と担い手で協議しながら、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、農地の集約、団地化を進めながら小区画田を大区画田にするため、できるだけ負担金が少なく済むように補助事業を活用しながら土地改良事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
周辺集落の担い手と協議しながら農地の維持・管理を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全にも努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、将来的に地域内の担い手が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、自作農家・委託農家・集落住民が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。